

鹿 監 号  
令和 2 年 10 月 26 日

鹿 追 町 長 喜 井 知 己 様  
鹿 追 町 議 会 議 長 吉 田 稔 様

鹿 追 町 監 査 委 員 野 村 英 雄  
鹿 追 町 監 査 委 員 埴 渕 賢 治

### 令和 2 年度 随時監査実施結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により実施した随時監査の結果について、意見を付して報告する。

#### 記

##### 1 監査の概要

- (1) 監査対象 備品台帳の取り扱いについて
- (2) 監査実施期間 令和 2 年 10 月 22 日
- (3) 監査対象部署及び方法 総務課（契約財産管理係）  
決算審査において不備を指摘した備品台帳について、総務課長より今後の改善策等の説明を受けた。

##### 2 監査の結果

物品（備品）は財産であり、管理に関する事務は当然の義務である。

現状においては、備品の整理にあたり各部局では統一的な取り扱いがなされていない事から、総務課長に今後の改善策について聴取した。

その結果、令和 2 年度の決算監査まで是正するよう努めるとの事である。

備品か消耗品かの分類に係る選択基準は、町財務規則第 170 条で定めている。第 1 項第 1 号で、備品は比較的長期間（概ね 3 年以上）使用に耐える物、購入価格が 3 万円以上の物となっており、それを分かりやすくするため、別表第 4 物品種別類別表で品目が列記されている。

そのためか、備品台帳に記載する対象が多くなっていることから、消耗品と備品購入費での取り扱いについて整理の仕方を簡素化も含め検討する必要がある。